



申7号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」団体交渉実施！～その④～

⑩業務内容の変更をする場合、組合員の不安解消やキャリアプラン・家族状況等を含めて配慮を行い、納得感を得られる努力を惜しまず行うこと。

確認事項 業務内容の変更は、本人の希望等を把握し、納得感を得られる努力を行う。

組合：業務内容の変更の取扱いや事業本部を超えた異動について、水戸支社の考え方を明らかにすること。

会社：事業本部における業務内容の変更について、業務上の必要性や本人の希望等を把握し、決定する。休日明示を指定する前々月の25日までに本人へ口頭通告を行う。これによれない場合、速やかに本人へ口頭で伝えていく考えである。なお、他の事業本部や本社等への異動に関してはこれまでと同様に発令行為を行うこととなる。

組合：業務内容の変更について、前々月25日までに行う理由を明らかにすること。

会社：複数駅勤務や乗務員が作業ダイヤで従事する場合等は、関係箇所間で調整が必要となる。休日明示等を考慮しながら調整し、調整が決定次第、本人へ口頭通告を行うこととなる。

組合：業務内容の変更における「必要な配慮」について解明交渉時には現行の出勤する職場の最寄り駅から50km以上又は通勤時間1時間以上と示された。こちらの理由について明らかにすること。

会社：現行の水戸支社の場合、広範囲のため住環境が大きく変更となる場合がある。寮や社宅等の貸し出しも検討する必要があるため、必要な配慮を行うこととする。

組合：本部一本社間で確認したジョブローテーションの趣旨に基づき本人希望を尊重すること。また、本人が納得感を得られる努力を惜しまず行うこと。

会社：本人の希望を把握し、業務内容の変更を行う。また、業務上の必要性等を管理者から本人へ丁寧に説明を行い、不安解消に努めていく考えである。

⑪組合員の主たる業務と主たる勤務地を明確にするために、業務内容の変更をする場合は、前々月の25日までに組合員と対面で行うこと。

確認事項 業務内容の変更を行う場合、対面を基本とする。

組合：業務内容の変更を行う場合、対面で行うこと。また喫煙所や居酒屋等で行わないこと。

会社：業務内容の変更は発令通知等の紙が出されない。本人が出勤場所を間違えないようになるべく対面で行う。片手間で伝えるようなことは行わない。

組合：長期連休中の社員の場合はどのように行うのか明らかにすること。

会社：対面が一番良いが、可能な限り本人に齟齬が無いように口頭で伝えることとする。

組合：7月1日事業本部設置時の発令について明らかにすること。

会社：統括センター時は包括発令が行われた。詳細が決まり次第伝えていく考えである。

⑫事業本部の勤務作成及び指定については、組合員・社員の主たる業務に従事する箇所で行うこと。

確認事項 主に執務する箇所での勤務作成する。

組合：勤務作成及び指定は組合員・社員の主たる業務に従事する箇所で行うこと。

会社：駅は統括センターで複数駅の勤務を作成しており、踏襲する考えである。乗務職場はベース毎に作成する。設備部に関しては、各ユニット毎に勤務を作成する。勝田車両センターも現行の勤務作成方法を踏襲する。

⑬事業本部の出退勤については、主たる勤務地で同一箇所とすること。

確認事項 駅の作業ダイヤや乗務行路については、出退勤は同一箇所となる。

組合：事業本部における出退勤の考え方について、明らかにすること。

会社：例えば自宅の最寄り駅が水戸駅、常陸大子乗務ベースの社員が現行の水戸支社で午後から業務する場合、通勤時間が短いことが本人にとっても良いと考える。業務の都合上、必要に応じて指示することとなる。

組合：駅の作業ダイヤを複数駅での業務に従事しないこと。

会社：現行の作業ダイヤでは存在しないが、JR東日本ステーションサービスでは2つの駅で業務する場合もある。業務上の必要性や働きやすさで作業ダイヤを検討する考えである。

組合：乗務職場では出退勤が異なる箇所の乗務行路は作成しないこと。

会社：携行品や制服等の持ち運び等で課題があることや、準備や教育等も実施しなければならないため、行わない。